

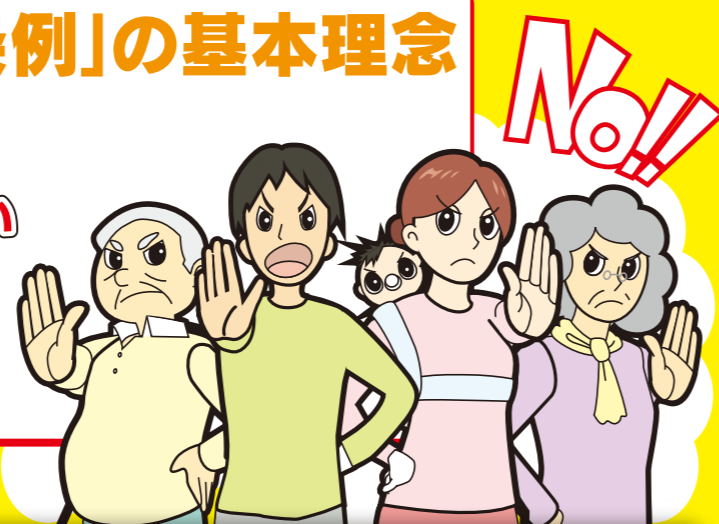
「鹿児島県暴力団排除条例」の基本理念

暴力団を恐れない

暴力団に対して資金を提供しない

暴力団を利用しない

暴力団と交際しない



平成26年
7/3

鹿児島県暴力追放運動推進センターが 適格都道府県センターに認定されました

鹿児島県暴力追放運動推進センター（県暴追センター）は指定暴力団の事務所の使用差し止め請求訴訟において、住民の委託を受けて、自己の名で、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行えるようになりました。

使用差し止め請求訴訟を行う場合

今まで



- 裁判は、住民の実名で行う
- 早急に住民が、裁判費用を払う
- ↓
- 訴訟を起こした住民等が暴力団側の妨害や報復の対象となることが懸念される
- 住民側の経済的負担が大きい

これから



- 裁判は、県暴追センターの名前で行う
- 県暴追センターが一時的に裁判費を支払い、後に住民に請求する
- ↓
- 県暴追センターが住民等から委託を受けて、原告となることになり、「住民等が被害者となることを最小限に防ぎ、負担を軽減することができる」

ポイント 訴状に委託住民を特定する事項を記載することが必要です。

NO!暴力団

鹿児島県暴力団排除条例が鹿児島県民の強い心をバックアップ!

主な内容
学校等の周囲200メートルの区域内での暴力団事務所開設の禁止
事業者から暴力団等への利益供与の禁止 等

平成26年
5月に

鹿児島県暴力団排除条例が施行されました



平成26年
7月3日

鹿児島県暴力追放運動推進センター（県暴追センター）が、
適格都道府県センターに認定されました。

適格都道府県センターに認定された県暴追センターは、住民からの委託を受けて、自ら暴力団事務所の差し止め請求訴訟を行うことが可能となりました。

お問い合わせ
ご相談

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課 ☎ 099-206-0110

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号

<http://www.pref.kagoshima.jp/police>

鹿児島県警察本部